

委員会提出第二号議案

第九十七号議案 「大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について」に  
関する附帯決議

大分県は、社会の変化、生徒の多様化、急激な生徒数の減少の中、特色ある学校づくり、学校規模の適正化、学校・学科の適正配置、学校選択の拡大により、高校教育の充実を図るため、平成十七年三月に「高校改革推進計画」を策定した。

同計画及び再編整備計画に基づき、平成二十七年度まで、県立学校の再編整備を行っており、再編整備に当たっては、県立学校の統合、新設、廃止が行われ、校名についての決定も行われる。

学校に対するその地域の事情、地域住民の思い等は重いものがあり、新設の場合の校名決定に当たっては、十分な配慮等が必要である。

よって、本議会は、県立学校の校名決定に当たって、次の事項について、教育委員会に強く求めるものである。

- 一 校名決定の判断に当たっての考え方を予め明確にするなど、その方向付けを行うこと。
  - 二 教育委員は、新設高校開校支援委員会等における住民の生の声に耳を傾けるなど、地域の事情、地域住民の思い等を真摯にくみ上げること。
  - 三 議会に対しては、軽視することなく適切な時期の説明に留意するとともに、地域住民に対しては十分な説明責任を果たすこと。
  - 四 今後の再編整備に当たっては、地元の意向を十分にくみ上げ、適切な事務事業等の執行に努めること。
- 右、決議する。

平成二十五年九月十九日